

遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて
（平成 23 年 7 月 21 日 食品安全委員会決定）

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条の規定に基づき関係大臣から意見を求められた場合、以下のとおり取り扱うこととする。

委員会は、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定。以下「考え方」という。）における「挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの」同士の掛け合わせ品種について、関係大臣から提出された資料等により、委員会委員長の指名する委員を中心に検討を行い、以下の①、②及び③のいずれにも該当する場合には、遺伝子組換え食品等専門調査会における調査審議を経ることなく、食品健康影響評価を行うものとする。

- ① 考え方における安全性の確認を必要とするものに該当しない掛け合わせであること
- ② 親品種は、委員会において安全性審査を行った掛け合わせ品種の親品種であり、当該親品種の安全性審査において、当該品種を用いた掛け合わせ品種の安全性評価に当たり詳細な審議が必要とされたものではないこと
- ③ ①及び②の他新規性の高い内容を含まないこと

ただし、上記①、②及び③にかかわらず、委員会が必要と認めた場合には、遺伝子組換え食品等専門調査会において調査審議することとする。